

平成 27 年 9 月 25 日

各 位

住 所 石川県白山市福留町370番地会 社 名 株式会社ウイルコホールディングス代表者の代表取締役会長兼社長 若林 裕紀子 (コード番号:7831 東証第二部)

問い合わせ先 取 締 役 大 槻 健 電 話 番 号 0 7 6 - 2 7 7 - 9 8 3 1

# 和解による訴訟の解決及び特別損失の計上 並びに求償金請求訴訟提起に関するお知らせ

当社は、東京地方裁判所において係争中でありました、株式会社博報堂より提起された求償金請求訴訟について、下記のとおり平成27年9月25日に裁判上の和解が成立しましたのでお知らせいたします。またこれに伴い特別損失を計上することとなりましたので、併せてお知らせします。

なお、当社は本件和解に関し、株式会社ベスト電器、大日本印刷株式会社及び凸版印刷株式会社 の3社に対し、東京地方裁判所に求償金請求の訴訟を提起する方針です。

記

#### 1. 本件に関する事項

当社は、平成24年2月1日付「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、株式会社博報堂より、平成24年1月12日付で、日本郵便株式会社に対して不法行為に基づく損害賠償金として支払った金額の一部である455,470千円について、当社及び大阪の広告会社の2社のみを共同不法行為者として求償金請求の訴えを東京地方裁判所に提起され係争しておりましたが、今般、東京地方裁判所より和解の勧告があり、当社はこれに応じることといたしました。

当社は、株式会社博報堂が日本郵便株式会社に平成24年1月12日に支払った解決金683,206千円については、本件の関連当事者である株式会社ベスト電器、株式会社博報堂の子会社である株式会社博報堂エルグ、当社及び大阪の広告会社に加え、実際の商流においては、以前より株式会社ベスト電器の仕事を継続的に受注していた経緯から、株式会社博報堂の判断により当該ダイレクトメールの印刷及び発送業務を発注した大日本印刷株式会社及び凸版印刷株式会社の2社も求償の対象となるべきであると主張をしてきました。当社は、大日本印刷株式会社及び凸版印刷株式会社の両社から完全データを支給され、その指示通りに作業を進め納品いたしました。支給データ及び作業指示の内容については、発注元が当然に責任を負うべきとの判断から、ダイレクトメールの発注元である株式会社ベスト電器、当社に支給したデータ及び作業指示内容も含め発注元としての責任を負うべき大日本印刷株式会社及び凸版印刷株式会社に対し、平成27年3月31日に訴訟告知を行ないました。本件和解は、株式会社及び凸版印刷株式会社に対し、平成27年3月31日に訴訟告知を行ないました。本件和解は、株式会社博報堂と当社との間の和解であり、両当事者間には本件和解の成立により債権・債務は存在しなくなりますが、株式会社博報堂は、株式会社ベスト電器、大日本印刷株式会社及び凸版印刷株式会社に対する求償については関知しないということで、当社は当該3社に対し、東京地方裁判所に本和解金支払いに伴う求償金請求の訴訟を速やかに提起いたします。

# 2. 和解の相手先

(1) 名 称: 株式会社博報堂

(2) 所 在 地 : 東京都港区赤坂5丁目3番1号(3) 代表者の役職・氏名 : 代表取締役社長 戸田 裕一

## 3. 和解の主な内容

当社は、株式会社博報堂に対し、120,000千円の和解金を平成27年9月30日までに支払うこと並びに株式会社博報堂より日本郵便株式会社に対し支払った損害賠償金に関する株式会社博報堂よりの求償金請求事件に関しては、本和解に定める以外、両社間には何らの債権債務も存しないことを相互に確認する内容となっております。

## 4. 今後の見通し

本件和解の業績に与える影響につきましては、当社は、既に当該訴訟事件に係る引当金として 16,000千円を計上しており、当会計年度において、今回の和解金との差額104,000千円を訴訟和解金と して特別損失に計上いたします。

なお、本件を含めた平成27年10月期の連結業績に与える影響につきましては、本日、別途開示の「業績予想の修正に関するお知らせ」の通りとなっております。

以 上